

社会福祉法人洋和会役員及び評議員の報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人洋和会（以下「本法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤役員とは、本法人の職員である役員をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員の報酬は、理事会又は評議員会等への出席の都度、別表1に定める年度総額の範囲内で支給する。
- 3 常勤役員の報酬は支給しない。
- 4 評議員の報酬は、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表2に基づき支給する。
- 5 役員及び評議員には、賞与、退職手当を支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は、会議等への出席の都度、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第5条 本法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

2 本法人の職員である常勤役員の報酬については当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、当該役員に対し職員給与規程に基づき支給された給与等は役員報酬の総額に含めないものとする。

(改正)

第7条 この規則の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成29年度定時評議員会の議決の日（平成29年6月26日）から施行する。
- 2 社会福祉法人加賀中央福祉会役員等の費用弁償に関する規程（平成19年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規則の改正は、平成30年4月1日から施行する。

別表1

役 職	報 酬	年度総額（合計）
理事長（月額）	60,000円(手取額)	720,000円
理 事（1回あたり）	10,000円(手取額)	600,000円
監 事（1回あたり）	10,000円(手取額)	300,000円

別表2

役 職	報酬（1回あたり）	年度総額（合計）
評議員	10,000円(手取額)	800,000円